

様式第1号（第4条、第5条関係）

つるぎ町本人通知制度事前登録申請書

年 月 日

つるぎ町長 様

つるぎ町住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条及び第5条の規定に基づき、次のとおり事前登録を申請します。

通知を希望する者の氏名			
生年月日	大正・昭和・平成	年	月 日
住所	〒		
本籍		筆頭者	
連絡先	—	—	

○代理人が申請する場合は、次の欄に記入してください。

該当する方にチェック✓を記入してください。（ 委任状 法定代理人 ）

氏名			
住所			
連絡先	—	—	

申請時には次の書類を提出し、又は提示してください。

※窓口に来た方が本人であることを確認できる書類（運転免許証、個人番号カード、旅券等）。

郵送の場合は、本人確認書類の写しを同封してください。

※代理人による申請の場合は、委任状が必要です。

ただし、未成年の方の申請で、親権者などが代理で申請する場合は不要です。

※法定代理人（親権者含む）による申請の場合は、関係が分かる戸籍が必要です。

ただし、本籍地がつるぎ町である場合は、省略することができます。

次の欄は、記入しないでください。

受付者	入力者	本人・代理人の確認方法		備考
		<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 年金手帳・証書	
		<input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 健康保険証	
		<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> その他（ ）	

## 注 意 事 項

1. この制度は、住民票の写し等の不正請求の抑止及び不正取得による個人の権利・利益の侵害の防止を図ることを目的とし、証明書を第三者に交付したときに、事前登録した者に対してその交付した事実を通知する制度です。なお第三者から請求があった場合にその交付を拒否するものではありません。
2. 対象となる証明書
  - (1) 住民票の写し（削除された者も含む）
  - (2) 住民票記載事項証明書
  - (3) 戸籍の附票の写し（削除されたものも含む）
  - (4) 戸籍謄本または抄本（全部事項証明または個人事項証明）（除かれた戸籍も含む）
  - (5) 戸籍記載事項証明書・一部事項証明（除かれた戸籍も含む）
3. 第三者とは、本人以外の者です。ただし、次の請求の場合を除きます。
  - (1) 住民票関係（本人と同じ世帯に属する者からの請求）
  - (2) 戸籍関係（戸籍に記載されている者またはその配偶者、直系親族からの請求）
  - (3) 国または地方公共団体の機関からの請求
  - (4) 住民基本台帳施行令第15条の2または、戸籍法第10条の2第4項・5項による請求（弁護士等からの請求で裁判や紛争に関わるもの）
  - (5) 債権債務や遺言書作成、訴訟・裁判のための請求
  - (6) その他町長が特別な申出または請求と認めた場合
4. 第三者からの請求により、事前登録者の住民票の写しなどを交付したときは、事前登録者に住民票の写しなど交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。
5. 通知書は、第三者に事前登録者の住民票の写しなどを交付した場合に限り送付します。事前登録者と同じ世帯または戸籍に記載がある者であっても事前登録をしていなければ通知の対象となりません。
6. 通知する内容は、交付年月日、交付した住民票の写しなどの種別及び通数、交付請求者の種別（本人等の代理人、個人による第三者請求、法人による第三者請求、八士業による職務上請求の別）です。交付請求した第三者の住所や氏名は通知書に記載されません。
7. 登録に必要な場合、住民票や戸籍などの内容を確認することがありますのでご了承下さい。
8. 住所、氏名など事前登録した内容に変更が生じた場合は、変更の申請が必要です。なお、変更の申請がされていない場合は通知対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、変更の申請を行わなかったことにより交付通知書が返戻された場合は登録を抹消します。
9. 登録者が国外転出したとき、死亡又は失踪宣告を受けたとき、住民票が職権削除されたとき、その他町長が特に登録を抹消する理由が生じたときと認めたときは登録を抹消します。